

NEZASU

教育研究所ニュースレター No. 10 1994年6月

発行：神奈川県高等学校教育会館・教育研究所 〒220 横浜市西区藤棚町2-197 電話：045-231-2546



「自由の精神」

—石橋湛山によせて—

研究協力員 小山 文雄

70年も前になるか、大正12年9月1日に関東地方を襲った大地震は非常な災害をもたらした。大ざっぱに言って死者10万人、行方不明者4万人、負傷者10万人、罹災者総数340万人、家屋の全半壊それぞれ12万戸、火災による焼失45万戸、物質的な損害だけでも50億円を超えた。当時の国家予算が15億円ほどだったことを思いあわせれば、その被害がどんなに大きかったかを知らう。もう東京は駄目だ、と遷都の噂さえ広まった。そこで政府の奏請をうけて、二週間とはたたない日に「帝都復興ニ関スル詔書」が発せられた。それは、東京が「依然トシテ我国都タルノ位置ヲ失ハズ」と断言し、帝都復興を命じるものだった。この詔は実に効果的だった。「帝都復興」はたちまち人々の合言葉となり、

「家は焼けても江戸っ子の 意気は消えない見ておくれ アラマオヤマ たちまち並んだバラックに 夜は寝ながらお月さまながめて エーゾエーゾ 帝都復興エーゾエーゾ」

こんな「復興節」が歌われた。当時一高の生徒だった手塚富雄は、この時初めて、皇室というものが、「式典的存在」である以上に「一つの現実的力」なのだということを強く印象づけられた、と語っている。

しかし、政府の怖れは治まらなかった。政府はそれを「人心動揺」の怖れというのが、実は底知れぬ「デモクラシー」の展開を恐れたのだ。大正初年に澎湃として起こった憲政擁護運動による大正政変にはじまり、吉野作造による民本主義の唱導、米騒動、ロシア革命によるソヴィエト政権の樹立、労

働運動の急進化、社会主義運動の深化など、時代の大きなうねりをもっとも端的に示す言葉としての「デモクラシー」が政府に重くのしかかっていた。それが大震災の混乱と連動しないうちに対処しなければならなかったと考えた政府は、先の詔から二カ月とはたため時に再び詔の発布を企図した。11月10日の「国民精神作興ニ関スル詔書」がそれだ。それは、「国家興隆ノ元ハ国民精神ノ剛健ニ在リ」という規定の下で、「浮華放縱」を斥け「輕佻詭激」を矯めよ、と命じたものだった。大正社会に広がっていた自由の気とそれへの思いを「浮華放縱」とし、社会主義思想とその運動を「輕佻詭激」と断じたことは言うまでもない。

事あれば「詔」に頼るというのは、明治以来の政府の悪い癖だ。15年前にも、日露戦争後の日本社会の変貌に戸惑って、政府は「詔」の発布を奏請し、「華ヲ去リ実ニ就キ…自彊息マサルヘシ」の「戊申詔書」の発布があった。それがどれ程の効果があつたか計る術もないが、まずは「自彊息マズ」が一時期の流行り言葉となった位のことだろう。ただ「戊申詔書」には、戦後ということもあつてのことだが、人文の進歩に伴う文明の恵沢を列国と共にするという、いわば文明論的な視野があつた。しかし、それから15年たち、時代の変化もさらに顕著になってきたにも拘わらず、「国民精神作興ニ関スル詔書」にみられるのは、ひたすら「国家ノ興隆 民族ノ繁栄」でしかなく、そこで打ち出された「精神」がいかに世界の進運から離れていたかは思い半ばにすぎるものがある。

問題はそれだけではない。もっと奥のもっと重大な問題は、政府が権力として「精神」に繰りかえし手を付けてきたということだ。そのことについて、いち早く警鐘を鳴らしたのは「東洋経済新報」に論陣を張っていた石橋湛山だった。「詔」の発布の二週間前、おそらく発布を事前に察知してのことだろう、「精神の振興とは」を「小評論」の論題とした。それは、こう書き起こされている。

「災後の復興事業の第一の要件は、精神の振興にあると説く人がある。いかにももっともの主張、小評論子も、そのいう所の『精神』の意味次第では、一義もなく同意する。しかし実際においては、精神とか、魂とかいう言葉ほど、はっきりしないものはない。用いる人によって皆その色合いが違う。保守家に精神といわせたら、復古的精神を指し、社会主義者に精神といわせたら、階級闘争的精神を意味するだろう。小評論子は、かような或る型にはまった——あたかも馬車馬の眼の両側に覆いをして、ただ一本筋に尻をはたいて飛ばせるような精神の振興には賛成が出来ない。もしそれ、単に元気を出す位の意味の精神の振興なれば、改めて論ずるがものはない」

そして言う。「もしこの際精神の振興すべしとせば、そは自由の精神の振興でなければならぬと確信する者である」、と。

湛山は、その評論活動に入った頃から、「問題の社会化」という視点を持ちつづけてきた。明治があと数カ月で大正と代わる時期に、同題の評論があるが、そこではリープクネヒトの「自由とはただ総ての希望を覆い包める伝習的な言葉にすぎない」という言葉に寄せて、その裏面には、ただ自由を口にするだけではなく、「一歩進んでその自由をいかに実現すべきか」という具体的問題に入るべきである」という警告があると指摘し、今はその「総ての希望」を「一々取り出して事実化すべき時代になった」と認識し、評論を通してその実践に迫ってきた。その事実化を「社会化」と呼んだのだ。この「社会化」の視点はすぐれて現在の問題だ。湛山の時代とは比べようもないほど、民衆の社会参加は広がり、マス・メディアの発達によって情報が世に溢れているのが現在だが、それにも拘わらず、問題の「社会化」が図られず、中味の無い言い換えの言葉だけが飛びかっている。国際化にせよ国際貢献にせよ、個性化もまた政治改革も、その内実を深めることなく、ただ錦の御旗となって人々を離合集散させている。そして、ある語をある文脈の中で使いながら、その言葉に批判が加えられると、きまって「そんな意味で言ったのではない」と言い抜けをしようとする。これはすでに乱世の兆しだ。

さて、湛山は「自由の精神」をどう社会化しようとしたか。

「自由の精神とは資本主義でもない、社会主義でもない、軍国主義でもない、世界主義でもない、

その他一切の型によって固められない、而して他の説を善く聴き、自らの説を腹藏なく述べ、正すべきは正し、容れるべきは容れて、一点わだかまりを作らざる精神をいう。言を換ゆれば、自由討議の精神だ。この精神こそ、今の日本に最も必要、而して最も欠乏しているものの一である」

こうした湛山の主張をうながした背景には、権力が「精神」の領域さえも直接統治の枠内と思ひなし、そこに無遠慮に踏みこんでくる危険の察知があったに違いない。現在にもその芽がないわけではない。ゆとりを言いながら個性化を口にしながら、教育に対して何と押しつけの多いことか。卒業式に日の丸を掲げよ、君が代を歌わせよ、と強権をもって迫り、それを天下の一大事の如くはやし立てるのも、その一つだろう。まさか、旗と歌で「国民精神」の作興を考えているとは思わないが、こと精神に関わる領域において、尻をはたいて飛ばせるための一本筋を作することは政府の任でない、という認識を深めてほしいものだ。政府は「自由の精神」の擁護者であろうとすることによって、はじめて「国民の厳粛な信託」（憲法前文）に応えることが出来るのだ。権力に関わる人は、「私は自由の精神の擁護者としてふさわしく行動しているか」、を日に三省すべきだろう。

ひるがえって教師諸君、諸君もまた「自由の精神」とりわけ子どもたちの自由の精神の守り手として世に立つ人だ。諸君に求められる覚悟もまたそこにある。「自由」を、湛山にそって、「自由討議」と展開する時、それをどうやって育み守るかは、諸君共通の課題なのだ。

学校という社会で、自由討議は三つの局面を持つ。一つは子ども同士の自由討議、二つは教師も加わった子どもたちとの自由討議、三つは教師同士の自由討議だ。一と二は、そのための時間設定も将来的には考えていかなければならない問題だが、当面は授業の中で組み立てることが考えられてよい。聴く、述べるも、正す、容れるも、実際の討議を通じてでなければ身につかないことだ。このことに関連して大きく浮かび上がってくるのが、「子どもの権利条約」第12条に言う、「意見表明権」の確保というテーマではないか。

「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年令および成熟に従い、正当に重視される」

この条文から教育に向けて発信されてくるのは、「自己の見解をまとめる力」と「表明」の能力とを、どうやって日常的に育てていくか、ということであり、同時に、権利の「保障」と見解の「重視」とを、教師としてどう組み立てていくか、ということだろう。その発信をきちんと受けとめることは、教師自身の「自由討議の精神」を培うものであることを知らなければならない。

三の教師同士の自由討議は、一般に職員会議をその場としている。そこには二つの問題が指摘されよう。ひとつは、職員会議ではすべての教師が口を開けということだ。提起された議案に対して、賛成も反対も修正の言もなく、ただ黙り通して、あבקは採決に当たっても挙手をせず、判断留保で自己の自由を守ろうとするような姿勢は、教師としての権利と義務の放棄以外のなにものでもない。それは自由の精神を妨げるもので、そうした教師に子どもの意見表明権の保障も重視もできようはずがない。ふたつは、職員会議を日常の業務に関わる問題の会議に限定せず、たとえ二カ月に一回でもよいから、教育に就いての自由討議の場とすることだ。時代は激しく動いているのだから、さまざまな情報に対する意見交換によって、視野を広げあい活気づけあうことが大切なのだ。そして、それは自由討議に習熟する場ともなるのだ。

「自由」にせよ「自由討議」にせよ、それを支える心の働きは理性だ。理性を伴わない自由は恣意にすぎない。それは個人にあって意味があるとしても、そこでは関わりが無視されている。関わりを失っては教育はあり得ない。恣意では教育は成り立たないということだ。恣意はしばしば感覚あるいは感情の名をもって呼ばれる。ある意味では、感覚や感情が理性を押しつけてしまっ、さまざまな局面で世に踊り出しているのが、現代社会の際立った特徴だとも言える。たしかに、感覚や感情

は「自由」の突出した表現となる。しかし、それによって自由の社会化は図られまい。自由を社会に根付かせるためには、その維持と深化が、根気強く繰り返されなければならない。求める限り自由はある。求めることを止めたなら自由は失われてしまうのだ。そしてその希求はすぐれて理性の働きによるのだ。

「自由の精神」の擁護者である教師諸君、諸君はまたすぐれて理性の人でなければならない。そうした諸君に、いま一つの贈り物をしよう。それは「人類憲法の前文」と呼ばれる「世界人権宣言」の第1条だ。

「第1条 すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなくてはならない」

「理性と良心」によって絶えず求めつづけられてこそ自由は発現する。その自由において個人の尊厳は確立する。人権はそこで初めて全きものとなる。一緒に今、自由を改めて考えてみようではないか。

(1994年5月3日)

(こやま ふみお、前・教育研究所代表、作家、明治史家)



教育研究所だより

どこへ行くのか高校教育

—10月22日、「教育トーク・ショー」実施—

教育研究所では、年1回《開かれた研究所》をめざすイベントを実施してきましたが、今年度は下記のような日程および内容による「教育トーク・ショー」を予定しています。近く県教委が「入試改善案」を示すはずですが、それを受け、入試改革や高校教育改革をめぐる議論が活発化すると思われます。

多くの教育関係者・父母・県民の参加とともに、高校の今後のあり方などについてともに考える機会となればと企画しました。周囲にも働きかけ、お誘い合わせの上ご来場いただければ幸いです。

◇期日 10月22日(土)14時から16時45分まで

◇会場 横浜市開港記念会館・講堂

◇テーマ どうなる高校、どうする教育改革

◇出演者 竹内 常一(国学院大学)

遠藤 豊(自由の森学園)

コーディネーター(研究所員)

教員は忙しく、疲れている

—「生きがいと健康調査」ただ今集計中—

「教員としての夢と意欲をなくした」(20代)「休日がほとんどつぶれ、放課後もなくなる部活の負担は大変なものだ。今の待遇は全く話にならない。やりきれない思いだ」(30代)「1週間フトンに入って寝なかったことあり。授業準備は教室へ行く廊下を歩きながら…。この10年、まともな読書なし。ギリギリの状態で生徒に接する自分が口惜しい」(40代)「とにかく疲れてます」「今のような生徒では生きがいがなくなるばかりです」(50代)——今年1～2月にかけて実施した「教員の生きがいと健康調査」の自由記述欄に記載されていた悲鳴にも似た現場教員の声の一部です。

各学校のご理解とご協力により、847枚のアンケート用紙を回収(回収率80.7%)することができました。これらは目下集計中で、今秋発行予定の「高校教育白書94」にその結果を収録する予定です。ぜひお読みください。